



12月3日(日)～9日(土) 「障害者週間」

問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-9871

「障害者週間」は、国民一人ひとりが障害者の抱える問題について関心を持ち、理解を深めることにも、障害者自らが社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています。

4月1日からは「障害者自立支援法」が始まり、障害者ができるかぎり自立した生活が送れるよう支援し、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現していくためのしくみができました。10月からは新しいサービスも加わり、サービスの充実が図ら

れています。

この機会に障害者問題などについて関心を持ち、考えてみましょう。

◆障害者とは…

障害者とは、身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人のことを言います。(障害者基本法より)

◆障害者の人数(下图)

(10月1日現在)

